

議案第14号

飛騨市私債権管理条例について

飛騨市私債権管理条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

私債権管理に関する事務処理を定めるための制定

# 飛驒市私債権管理条例

## (目的)

第1条 この条例は、市の私債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、円滑な行財政運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私債権 公債権（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権をいう。）以外のものをいう。
- (2) 条例等 条例並びに規則、法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (3) 市の機関等 飛驒市行政組織規則（平成16年飛驒市規則第4号）及び飛驒市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成16年飛驒市教育委員会規則第4号）に規定する課等をいう。

## (他の法令等との関係)

第3条 私債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## (市長の責務)

第4条 市長は、法令及び条例等の規定に基づき、私債権の適正な管理に努めなければならない。

- 2 市長は、私債権の管理の適正化を図るため、私債権の管理に関する事務の処理についての手続きを整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

## (債務者情報の収集等)

第5条 市長は、私債権の管理に関する事務を行うため、履行期限までに履行しない者があるときは個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第

2項の規定により、当該私債権に係る債務者の個人情報（以下「債務者情報」という。）を、市の機関等に提供し若しくは市の機関等から提供を受け、又は利用することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき債務者情報を提供し若しくは提供を受け、又は利用するときは、当該私債権の管理に関する事務以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。

（債権の放棄）

第6条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、私債権及びこれに係る遅延損害金を放棄することができる。ただし、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている状態をいう。）にあり、かつ、相当の期間を経ても資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が私債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2に規定する強制執行等の措置又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、私債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、私債権について履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 私債権につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者が消滅時効の援用をしない特別の理由がある場合は、この限りでない。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認による相続があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人の存在が明らかでない場合であって、その相続財産の価額が強制執行等をした場合の費用及び私債権に優先する債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、別に定める飛驒市私債権管理審査会において、前項による債権放棄の可否を審査する。

(報告)

第7条 市長は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市私債権管理条例について
担当部	総務部
提案理由	私債権管理に関する事務処理を定めるための制定
制定改廃の根拠等	市独自の制定
条例の概要	<p>【制定の趣旨】</p> <p>① 目的</p> <p>私債権の管理について、一層の適正化を図り、円滑な行財政運営を目的とするため制定を行うもの。(第1条関係)</p> <p>② 債務者情報の収集等</p> <p>私債権の管理の事務を行うため、債務者情報を関係部署で共有することができる。(第5条関係)</p> <p>③ 債権の放棄</p> <p>1 私債権について、次のいずれかに該当する場合は、債権を放棄することができる。</p> <p>(1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護受給者)で、相当の期間を経過しても、資力の回復の見込みがないとき。</p> <p>(2) 破産等により、債務者が責任を免れたとき。</p> <p>(3) 強制執行等の措置をとったが、債務者が無資力で資力の回復や履行が見込まれないとき。</p> <p>(4) 徴収停止を行った場合で、相当の期間を経過しても、債務者が無資力で資力の回復や履行が見込まれないとき。</p> <p>(5) 特別の理由がない場合で、私債権の時効期間が満了したとき。</p> <p>(6) 債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄をした場合や相続人の存在が不明な場合等で、相続された財産の価額が、強制執行等に要する費用や私債権より優先される債権の合計額より下回ると見込まれるとき。</p> <p>(7) 債務者が失踪や行方不明等で、徴収の見込みがないとき。</p> <p>2 私債権管理審査会において、債権放棄の可否を審査する。(第6条関係)</p>

	④ 報告 私債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない。 (第7条関係)
市民への 影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	